
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、下川町における持続可能な開発目標の達成に向けた取組を推進するため、連携協定を締結した企業等が町内で関連する新たな事業を展開し、雇用の創出が図られる場合、町が工場等の建設又は既設の建物を工場等に改修し、貸し付けることができるよう必要な改正を行うものです。

担当課長から、「改正による該当企業は、この度協定を締結した会社や今後協定を締結する可能性を視野に範囲を広げている。そうしたことから、雇用は最低 1 名とした。行政財産の貸付けについては、法の改正によって遊休施設の場合の貸付けが可能となっている。」などの説明がありました。

その後の議員間討議では、いろいろ意見が出されました。

「本改正は、連携協定した企業に貸し付けることとなっている。連携協定は政治判断である。現条例は、企業立地促進条例と工場貸付条例と二本建てであった。それを一本化して企業へ貸し付ける条項を残し今日に至っている。政治判断とはいえ、対象企業が無制限であってはならない。改正趣旨からも町外事業者に限定すべきである。早急に条例の全面見直しを行うべきである。連携協定を締結する対象内容を細かなガイドラインを設けるのではなくて、連携協定締結は外交問題であり、高度な政治判断ある。この政治判断を高度な政治判断でチェックするのが議会の役割であり、議会の議決をする事件であり、条例に規定すべきである。」などの意見が出されました。

以上のことから、別紙のとおり修正可決するものであります。

別紙でございますが、第 6 条第 2 項の関係でございます。提案時、「下川町における持続可能な開発目標を達成するための連携協定に基づき整備する工場等 1 人以上」ということになっておりましたが、これを、「町外事業者との」ことに追加修正をしているところでございます。

また、これら審査、審議を踏まえ、当委員会として、次の意見を付すものであります。

一つ、本条例は、政策条例であり、政策形成過程における参加の機会を保障するとともに、行政運営の透明性を確保するため、審議会をはじめ諸手続きを経る必要がある事案である。このことは、これまで意見を付すなど一貫して示してきたことであり、諸手続きを

軽視する姿勢は誠に遺憾であり、信頼失墜につながるものである。事後となるが、経過、経緯を含め、町民に十二分に理解を得られるよう対処すること。

一つ、連携協定の締結に当たっては、その必要性、内容等を踏まえ、事前に町民理解が得られるよう努めること。

一つ、本改正は、疎漏から緊急避難的改正に至った。基本的な理念、考え方を明確に示し、共有する中で条例の全面見直しを早急に行うこと。

一つ、リーダーシップを発揮し、行政機能の充実に努めること。

以上、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、修正です。
議案第1号は、委員長の報告のとおり修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第1号は、修正案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第2号「下川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第2号 下川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、町立病院の病床の種類と病床数を改正するために、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、現在の一般病床12床、療養病床30床の計42床を、一般病床41床に変更するものです。

医療、介護、福祉が連携し、全ての町民が切れ目なく、それぞれのサービスを受け、安心して暮らせる地域の構築を目指しているところです。

新町立下川病院改革プランに基づき、医療機器などの整備とともに、看護師の確保など診療体制の充実に努めてきたところであり、一定程度体制が整備できたことから、医療環境を維持していくため、一般病床、看護基準15対1の体制を取り、患者サービスの向上と収益性の向上を図り、経営の安定化を目指すものです。

副町長、事務長などから、「改正によって、適正な診療報酬を得ていきたい。一例として、患者負担は22,560円増から11,000円減となる…一例でございます。負担増…負担が増える…する人がいるほかはデメリットはない。診療方針は変わらず、従来どおり長期療養は可能である。治療して良くならない場合は、治るまで病院に入れる。年間2,200万円から3,000万円の収入増を見込める。増収によって良いサービスを提供していきたい。現スタッフを減らすことはない。住民、団体、入院家族など、少し不安を持たれている方はいるが、誠心誠意説明してきた。今後とも医者4名体制は維持していきたい。医者の減員の場合は、旭川医大病院、名寄市立病院と連携していきたい。」

施行期日は12月1日とするものです。

これら審査、審議を踏まえ、当委員会として、次の意見を付すものであります。

町民に不安が生じないよう万全を期すこと。

以上、当委員会として意見を付し、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告します。よろしく願います。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第5号「平成30年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第5号 平成30年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第3回目の補正予算で、歳入、歳出ともに9,164万円を追加し、予算総額50億2,571万円とするもののほか、地方債を補正するものです。

今回の補正の要因は、補助採択によるもの、災害復旧に伴うもの、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、まず総務課長などから、概要書、事項別明細書により説明を受け、その後担当課長などから詳細説明を受けました。その主な内容について報告します。

歳出ですが、事項別明細書8ページの農林業費の農業振興費で、新規就農者予定者2名分の施設園芸ハウス増設事業補助金として680万円が計上されております。

次に、9ページ、SDGs事業として、森林総合産業特区推進費の報酬、報償費、旅費、委託料で613万円が計上されています。再生可能エネルギー導入促進に向けたロードマップの策定を行います。

また、シームレス産業化事業として、ICT・IoT技術活用、広葉樹販売システム実証経費として、旅費、燃料費、手数料、委託料、補助金で330万円が計上されています。

次に、10ページ、商工労働費の地域振興費で、地域おこし協力隊の起業化枠等の報酬、共済費、負担金で450万円が計上されています。

環境未来都市推進費で、SDGs事業として集落産業価値向上事業の菓子製造施設実施設計委託料と合併浄化槽工事の経費722万円が計上されています。

議案第1号 下川町企業立地促進条例の一部を改正する条例に基づき、連携協定を締結した「株式会社 ベルシステム 24 ホールディングス」、「一般社団法人 ラ・バルカグループ」などで構成設立する現地法人が、菓子製造の運営を行うもので、31年4月の製造開始を目標に準備を進めることとしています。

課長などから、「旧一の橋小学校の一部を利用する。設立する会社内容、事業計画は、工場貸付けの議会提案時には提示する。売上額は600万円規模、雇用は障がい者等4名から5名を予定している。法人税の増収など事業効果を予想している。改修の実設計後、工事費等を予算計上する。」などの説明がありました。

次に、11 ページ、集落創生推進費で、菌床椎茸生産環境の見える化による生産性向上事業の経費として、旅費、委託料、備品購入費等で616万円が計上されています。

本予算では、SDGsモデル事業として、総体で2,565万円の予算が計上されています。歳入については、特に意見はありませんでした。

これら審査、審議を踏まえ、当委員会として、次の意見を付すものであります。

地域おこし協力隊は、起業化、支援員を含め、平成22年度以降26名が任用されております。本制度の趣旨、内容、実績等を踏まえ、その成果と問題点等を検証すること。

以上、当委員会として意見を付し、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 8 号「平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において委員会に付託を受けた、平成 30 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 2 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 300 万円を追加し、予算総額 3 億 6,113 万円とするもので、あけぼの園、デイサービスにおける詳細の経営分析委託料 300 万円が計上されています。

審査に当たり、保健福祉課長、あけぼの園長から詳細説明を受けました。

園長などから、「現在、入園待機者が常時 50 名前後いる中で、地域包括、地域全体の中で、あけぼの園の位置づけを通じた計画を作成したい。あけぼの園では、体制強化、高齢者人口の推移、加算の洗い出し、新たな安定した職員確保と適正な人員配置、在宅介護医療の推進を想定しながらの将来的分析、デイサービスにおいても、利用促進、経営改善案の作成、施設規模の分析等の予定である。あけぼの園の経営改善は大事であり、利用者にとってサービスを運営していくか、経営を具体的にどう改善したらいいか、専門の診断が必要である。」などの説明がありました。

委員から、「あけぼの園だけの経営分析ではなく、まず、町における医療・介護・福祉をどう連携していくか、高齢者をどうするのかなどの視点で総括的な調査分析が必要である。少子高齢化が進展する中で、福祉連携が必要であるが、子育て政策が抜け落ちている。支える人がいない問題が一番である。子育て中で働きたくても働けない環境である。福祉イコール高齢者となっている。子育てから高齢者対策まで、地域全体の福祉をどうするかの中で、あけぼの園をどうするか、将来どうあるべきか、共生住宅、生活支援、公住の増設がそれで必要になるのか、ダム事務所跡地をどうするのかなどを分析する必要がある。医療福祉連携会議の中で、何が問題で課題であるのか分かっているのではないか。あけぼの園ではなく、保健福祉課で総括的に調査分析をする必要がある。」との意見が出されました。

これら審査、審議を踏まえ、当委員会として、次の意見を付すものであります。

本予算は、医療介護福祉連携強化による安心地域を構築する事業である。審査での意見等を踏まえ、所管課…保健福祉課でございます…が核となって事務執行に遺憾なきよう取り進めること。

以上、当委員会として意見を付し、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく

お願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第8号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 認定第1号「平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第6 認定第2号「平成29年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案につきましては、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（大西 功君） 今定例会において決算認定特別委員会に付託を受けた、認定第1号 平成29年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第2号 平成29年度下川町公営企業会計決算認定につきましては、今会期中には時間が足りず、結審することができませんので、継続審査とすることに決定いたしました。ここに報告をいたします。各議員の御理解と御賛意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、委員長より、継続審査すべきものと決定した旨の報告がありましたので、認定第1号及び認定第2号を、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第7 発議第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案趣旨を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

一、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

二、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下各大臣となっております。

議員各位の御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第8 「閉会中の議員派遣の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、10月23日に開催される「上川管内町村議会議員研修会」への出席について、議員派遣の申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の議員派遣とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第9 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

総務産業常任委員会から、町内所管事務調査として、10月25日から26日の2日間、「各種事務事業の執行状況」並びに「施設の維持管理状況等について」及び、道内所管事務調査として、10月17日から19日までの3日間、上士幌町の「人口増加の取組について」並びに浦幌町の「うらほろスタイルプロジェクト」及び「議会改革の取組について」、

閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成30年第3回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後3時33分 閉会

○議長(木下一己君) ここで、町長から御挨拶があります。

○町長(谷一之君) 本定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案等をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

特に、条例案件として提案させていただきました、町立下川病院の病床変更に伴う条例改正並びに補正予算に係るSDGsの事案につきましては、それぞれ御理解ある御議決を頂き、深く感謝申し上げる次第でございます。

住民の安全安心な暮らしを保持し、幸せ日本一の町を創造していく上で、医療機関を核とした福祉行政の充実が不可欠であるとともに、この度選定を受けたSDGs未来都市として、持続可能な地域づくりに汗をかいてまいり所存でございます。

本年度の当初予算を含め、今回御議決頂いた議案並びに予算に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げるとともに、日を追うごとに寒さが募ってまいりますので、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、散会とします。御苦労さまでした。